

特許庁委託事業

インドネシアにおける知的財産権の  
権利執行状況に関する調査

2017年4月

日本貿易振興機構(JETRO)  
シンガポール事務所 知的財産部

## 目次

第 1 章	はじめに	3
第 2 章	調査内容等	4
第 1	調査内容	4
1.	判例の検討・考察	4
2.	訴訟期間・判決内容・訴訟費用等の実態調査	4
第 2	判例選定基準	4
第 3 章	本選定判例の概要	6
第 4 章	判例の要旨	9
第 1	特許権侵害訴訟	9
1.	金属瓦（簡易）特許権侵害訴訟（民事）	9
2.	除湿剤特許権侵害訴訟（刑事）	13
第 2	商標権侵害訴訟	16
1.	繊維生地商標権侵害訴訟（民事）	16
2.	糊・接着剤商標権侵害訴訟（刑事）	27
第 5 章	現地法律事務所からのヒアリング	31
第 1	訴訟期間について	31
1.	特許権侵害訴訟（民事）	31
2.	特許権侵害訴訟（刑事）	31
3.	商標権侵害訴訟（民事）	32
4.	商標権侵害訴訟（刑事）	32
第 2	判決内容について	33
1.	特許権侵害訴訟（民事）（損害賠償額）	33
2.	特許権侵害訴訟（刑事）（罰金額）	33
3.	特許権侵害（刑事）（懲役刑）	33
4.	商標権侵害訴訟（民事）（損害賠償額）	34
5.	商標権侵害訴訟（刑事）（罰金額）	34
6.	商標侵害訴訟（刑事）（懲役刑）	34
第 3	弁護士費用及び訴訟費用について	35
1.	特許権侵害訴訟（民事）	35
2.	特許侵害訴訟（刑事）	36
3.	商標侵害訴訟（民事）	36
4.	商標侵害訴訟（刑事）	37
第 6 章	本調査結果の分析・まとめ	38
別紙 1	参照条文一覧	39

# インドネシアにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査報告書

## 第 1 章 はじめに

本報告書は、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）における知的財産権の権利執行状況に関する調査（以下「本調査」という。）の結果を報告するものである。

インドネシアは、日本の約 5 倍の国土から成る島嶼国家であり、約 2 億 5000 万人の人口を有する世界第 4 位の人口大国である。平均年齢が 30 歳前後と若く、近年急速に中間所得層が増加していることや豊富な天然資源を有していること等を背景に、多くの日本企業が同国へ進出し、事業活動を行っている。インドネシアの首都であるジャカルタ中心部のショッピングモール等では、日本や欧米諸国のブランド品や自動車等が多く売られており、ジャカルタ中心部の一部は、先進国とそれほど遜色ない程発展している。

その一方で、インフラ整備の遅れ、法令の不備、汚職の蔓延等、様々な問題を抱えているのも事実であり、インドネシアに進出した日本企業も日々その対応に苦慮している。その中でも、知的財産権の保護や模倣品に対する国民の規範意識は決して高いものとは言えず、街中でも多くの模倣品や海賊版 CD・DVD 等が販売されており、米国通商代表部が公表している 2016 年のスペシャル 301 条報告書においても優先監視国に指定されている。このような背景のもとインドネシアにおける日本企業の模倣品被害が増加しているが、情報不足も相俟って十分な対応が採れている企業は多くないものと認識している。

この点、インドネシアでは知的財産権の権利執行に関する法令が整備されており、権利者は種々の司法救済を受けることができる法体制が整っていると言える。しかしながら、各執行制度の実効性は必ずしも明らかではなく、効果的な権利執行を実現するための基本的情報も不足していることから、インドネシアで知的財産権を有する日本の権利者にとってはどの種の権利執行を採るべきか判断できず、権利執行の結果を予測することも困難である。その結果、効果的な権利執行を行うことができず、また執行すること自体を躊躇してしまう日本企業も少なくないのが実情である。

かかる事情に鑑み、日本企業のインドネシアにおける事業活動を支援するため、インドネシアにおける特許権侵害及び商標権侵害を原因とする判例を考察し、知的財産権侵害に対する権利執行及び司法救済の実態を明らかにすることを目的として、本調査を実施することとした。

なお、本報告書は、一般的な情報の調査結果を報告する目的で作成されたものであり、専門家としての法的助言は含まれていない点に留意されたい。

本報告書の作成にあたり、多大な協力を頂いた委託先の TMI Associates (Singapore) LLP の貢献に感謝の意を表す。

## 第 2 章 調査内容等

### 第1 調査内容

#### 1. 判例の検討・考察

本調査では、インドネシアにおける知的財産権侵害に対する権利執行及び司法救済の実態を明らかにするため、特許権侵害又は商標権侵害を原因とする民事訴訟及び刑事訴訟の判例をそれぞれ 1 件ずつ選定し（以下、本調査において選定した判例を「本選定判例」という。）、各判例における(1)裁判所の判断の概要、(2)判決の内容並びに(3)裁判に要した期間等の検討及び考察を行った。

#### 2. 訴訟期間・判決内容・訴訟費用等の実態調査

上記に加え、特許権侵害訴訟及び商標権侵害訴訟に要する期間、判決内容並びにこれらの訴訟を行うにあたって必要となる訴訟費用等を把握するため、本選定判例に類する事件に要する訴訟期間、判決内容及び訴訟費用等の概算について、複数の現地法律事務所へのヒアリング及び面談を通じて、情報収集を行った。なお、当然のことながら、裁判手続に要する訴訟期間、判決内容及び訴訟費用等は事実関係や依頼内容に応じて様々であることから、本調査の結果はあくまで参考値にすぎない点に留意されたい。

### 第2 判例選定基準

本調査の目的を達するため、本調査においては以下の基準（以下「本選定基準」という。）に従って判例の選定を行っている。なお、訴訟期間及び訴訟費用の調査においても本選定基準を前提とした上でヒアリングを行った。

- ① 特許権・商標権侵害が請求原因となっている裁判であり、判決において損害賠償額、罰金額、懲役年数等が明らかになっていること。
- ② インドネシア最高裁判所（“Supreme Court of Indonesia<sup>1)</sup>”）に係属した裁判であること。但し、インドネシア最高裁判所に係属した事件で本選定基準に沿うものがない場合には、中央ジャカルタ商務裁判所（“Central Jakarta Commercial Court<sup>2)</sup>”）に係属した裁判も対象とする。
- ③ 原告又は被害者が外資企業若しくは外資企業のインドネシア子会社であり、被告又は被告人がインドネシア国籍を有する法人又は個人であるこ

---

<sup>1</sup> <http://putusan.mahkamahagung.go.id/>

<sup>2</sup> <http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/>

と。但し、本選定基準に沿う判例がない場合には、インドネシア国籍を有する法人又は個人同士の裁判も対象とする。

### 第 3 章 本選定判例の概要

本調査において選定した本選定判例の概要は以下のとおりである。なお、各選定判例の内容については第 4 章にて詳述する。

	原告 (被害者)	被告 (被告人)	期 間	判 決	選定理由
金属瓦特 許権侵害 訴訟（民 事）	インドネシ ア法人	インドネシ ア法人	第一審 2003/5/14 ~ 2003/10/9	原告請求認容 <u>物的損害賠償:</u> 5 億ルピア (約 5 百万円 <sup>3)</sup> 被告商品の製造 及び販売の停止 <u>訴訟費用:</u> 5 百万ルピア (約 5 万円)	インドネシアでは 特許権侵害訴訟の 件数が少ない中、 被告による特許権 侵害を認めた事案 であり、物的損害 賠償及び非物的損 害賠償についての 判断も述べられて いることから選定 対象とした。
			上告審 2003/10/29 ~ 2004/2/9	上告棄却	
			再審 2004/8/26 ~ 2005/2/4	再審棄却	
除湿剤特 許権侵害 訴訟（刑 事）	インドネシ ア法人	インドネシ ア法人	第一審 2008/4/15 ~ 2008/9/3	無罪判決	インドネシアでは 特許権侵害の刑事 訴訟の件数が極端 に少ない中、最高 裁に係属した事案 であることから選 定対象とした。 なお、本判決は無 罪判決であるが、 特許権侵害の刑事 訴訟で最高裁又は 高等裁判所におい て有罪判決が下さ
			上告審 2008/9/23 ~ 2010/1/19	上告棄却	

<sup>3</sup> 1 ルピア=0.01 円で算出。以下同じ。

					れた判決は見つけることができなかつた。
繊維生地 商標権侵 害訴訟 (民事)	インドネシ ア人	インドネシ ア人 インドネシ ア法人	第一審 2014/9/25 ~ 2015/1/28	原告請求認容 <u>物的損害賠償:</u> 被告 1~3: 10 億ルピア (約 1 千万円) 被告 4~5: 5 億ルピア (約 500 万円) <u>非物的損害賠償:</u> 10 億ルピア (約 1 千万円) 侵害商標の使用 差止 <u>訴訟費用:</u> 2,516,000 ルピア (約 25,000 円)	インドネシア人・ 法人同士の訴訟で はあるが、高額 の賠償が認めら れた事案であり、 非物的損害賠償 の要否について 第一審と上告審 の判断が分か れており、非物 的損害が認めら れるか否かの判 断の参考になる ことから選定対 象とした。
			上告審 2015/3/9 ~ 2015/6/18	上告棄却 (但し、 賠償額等変更) <u>物的損害賠償:</u> 被告 1~3: 10 億ルピア (約 1 千万円) 被告 4~5: 5 億ルピア (約 500 万円) 侵害商標の使用 差止 <u>第一審訴訟費用:</u> 2,516,000 ルピア (約 25,000 円) <u>上告審訴訟費用:</u> 5 百万ルピア (約 50,000 円)	

糊・接着 剤商標権 侵害訴訟 (刑事)	シンガポ ール法人	インドネシ ア人	第一審 不明 ~ 2009/9/7	有罪判決 禁錮: 6 か月 (執 行猶予 1 年) 侵害商品の破棄 訴訟費用: 1,000 ルピア (約 10 円)	最高裁に係属した 数少ない商標権侵 害の刑事訴訟であ り、懲役及び訴訟 費用の補償を命じ る判決が下されて いるためインドネ シアでの刑事訴訟 における量刑の参 考となることから 選定対象とした。
			控訴審 不明 ~ 2010/3/9	控訴棄却 (但し、 量刑変更) 懲役: 1 年 侵害商品の破棄 訴訟費用: 2,000 ルピア (約 20 円)	
			上告審 2010/7/9 ~ 2011/1/12	上告棄却	



## 第 4 章 判例の要旨

### 第1 特許権侵害訴訟

#### 1. 金属瓦（簡易）特許権侵害訴訟（民事）

##### (1) 裁判の概要

###### ① 当事者

原告 : X1  
金属瓦の製造・販売を営むインドネシア法人

被告 : Y1  
メタル瓦の製造・販売を営むインドネシア法人

###### ② 第一審

裁判所名 : 中央ジャカルタ商務裁判所

判決番号 : 37/PATEN/2003/PN.JKT.PST

裁判期間 : 2003年5月14日～2003年10月9日

###### ③ 上告審

裁判所名 : インドネシア最高裁判所

判決番号 : 046 K/N/HaKI/2003

裁判期間 : 2003年10月29日～2004年2月9日

###### ④ 上告審（再審）

裁判所名 : インドネシア最高裁判所

判決番号 : 09 PK/N/HaKI/2004

裁判期間 : 2004年8月26日～2005年2月4日

##### (2) 事案の概要・請求の原因

- ① 原告は、1996年5月31日、金属瓦に関する簡易特許権（以下「本件特許権」という。）をインドネシア知的財産総局（“Directorate General of Intellectual Property, Ministry of Law and Human Rights, Republic of Indonesia”）に登録し、金属瓦（以下「原告商品」という。）の製造及び販売を行っていた。
- ② 原告は、2003年1月頃より、被告が本件特許権における請求範囲と同様の金属瓦（以下「被告商品」という。）を原告の承諾を得ずに製造、販売していることを発見した。

③ そこで、原告は、2003年5月14日、中央ジャカルタ商務裁判所に対して、インドネシア特許法（“Law No. 14 of 2001 regarding Patents”）<sup>4</sup>第118条（別紙1参照）に基づき、本件訴訟を提起した。

④ 原告は、本件訴訟において、主に以下の判決を請求した。

1) 原告に対する損害賠償

a) 物的損害：物的損害として10億ルピア（約1千万円）及び訴訟提起から判決執行までの間毎月2億5千万ルピア（約250万円）の支払い。なお、物的損害額の根拠は以下のとおりである。

被告は、2003年1月から5月までの間に毎月約5万枚の被告商品を製造、販売しており、金属瓦1枚当たりの利益は約5千ルピアであることから、原告の損害額は月2億5千万ルピアであり、訴訟提起までの損害額は10億ルピアとなる。

b) 非物的損害：被告商品の製造、販売によって、消費者に対して原告商品が低品質であると誤認させ、原告が長年にわたって構築した評判を著しく低下させたことから、非物的損害として10億ルピア（約1千万円）の支払い

2) 被告商品の製造及び販売の停止

3) 一切の訴訟費用の支払い

(3) 被告の抗弁

原告の主張に対し、被告は、被告商品は金属瓦ではなくメタル瓦であり、かつ、インドネシア知的財産総局特許局長より本件特許権の請求範囲に被告商品は含まれないとの見解（以下「特許局長見解」という。）が示されていることから、被告による被告商品の製造及び販売は本件特許権の侵害には該当しないとの抗弁を主張し、原告請求の全ての棄却を求めた。

(4) 第一審判決

① 商務裁判所は、本件特許権の特徴は、下部、中央部及び上部に上部から下部にまっすぐ伸びている水路によって構成される金属製の瓦であるところ、被告商品には1つの「水路」が追加されているものの、当該相違点は

---

<sup>4</sup> 2016年8月26日付で、改正特許法（“Law No. 13 of 2016 regarding Patents”）が施行されているが、本調査報告書では、「特許法」は改正前の特許法を指すものとする。

軽微であり、被告商品は本件特許権の基本特許を侵害し、その請求範囲内の改変を行っていると判断し、被告による本件特許権の侵害行為を認めた。

② 第一審判決内容について

1) 判決内容

商務裁判所は、被告に対して以下の判決を下した。

- 原告に対する物的損害 5 億ルピア（約 5 百万円）の支払い
- 被告商品の製造及び販売の停止
- 原告に対する訴訟費用 5 百万ルピア（約 5 万円）の支払い

2) 損害額

損害額について、商務裁判所は、被告から反論がないことから原告の主張を認めつつ、公平の観点から、被告商品の販売から生じた損害評価額の 2 分の 1 である 5 億ルピアの物的損害賠償を負うのが相当と判断した。一方で、非物的損害賠償については、原告の立証が不十分であるとして、棄却した。

(5) 上告審判決

- ① 被告は、特許局長見解を考慮しなかった第一審判決は誤りであるとして、インドネシア最高裁判所に対して上告した。
- ② 最高裁判所は、特許局長見解はインドネシア知的財産総局内の局文書にすぎず、被告に宛てられた文書ではないことから被告が証拠とすることができる文書ではないと判断した。また、特許局長見解において述べられている相違とは、1 つの流路を増やしたという技術的な相違を指しているのであって特許法における相違を意味するものではなく、特許法における「技術的特徴に係る機能」は同一であるとして、被告による被告商品の製造及び販売は本件特許権の侵害行為に該当すると判断し、被告による上告を棄却し、被告に対し上告審における訴訟費用として 5 百万ルピア（約 5 万円）の支払いを命じた。

(6) 再審判決

- ① 被告は、(i)新たに本件特許権と被告商品に相違が認められるとする Serpong 科学技術調査センター建設試験研究所技術調査適用局発行の調査報告書（以下「科学技術調査報告書」という。）を取得し、これによって本件特許権と被告商品に相違が認められていること、(ii)本件特許権の侵害を根拠にインドネシア特許法 16 条 1 項(a)、(b)及び 131 条（別紙 1 参照）違反として被告が起訴された刑事裁判（以下「本件刑事裁判」という。）にお

いて無罪判決が下されたこと、(iii)本件特許権と被告商品との相違を認めなかった第一審判決及び上告審判決は明確な誤りであることを理由に、インドネシア最高裁判所に対して再審請求を行った。

- ② 最高裁判所は、(i)科学技術調査報告書は、第一審判決以前においても発行を受けることが可能であったものであることから新証拠とは言えず、(ii)本件訴訟と本件刑事裁判は根拠とする条文が異なることから、両者の判断が異なっていたとしても矛盾はなく、(iii)第一審判決及び上告審判決には明確な誤りはないとして、被告による再審を棄却し、被告に対し再審における訴訟費用として1千万ルピア（約10万円）の支払いを命じた。
- ③ 以上から、被告による、原告に対する物的損害5億ルピア（約5百万円）の支払い、被告商品の製造及び販売の停止、原告に対する訴訟費用2千万ルピア（第一審5百万ルピア、上告審5百万ルピア、再審1千万ルピアの合計。約20万円。）の支払いを認めた判決が確定した。

(7) 裁判期間

本裁判に要した期間は以下のとおりである。

第一審	2003年5月14日～2003年10月9日	約5か月
上告審	2003年10月29日～2004年2月9日	約3か月
再審	2004年8月26日～2005年2月4日	約5か月

第5章に後述する現地法律事務所からのヒアリングでは特許権侵害の民事訴訟における平均裁判期間は、第一審が約7か月、上告審が約1年となっていることから、本裁判はヒアリング結果よりも若干短期間で結審に至っている。

## 2. 除湿剤特許権侵害訴訟（刑事）

### (1) 裁判の概要

#### ① 当事者

被告人 : Y1  
Y2 という名称で除湿剤等を販売するインドネシア人

#### ② 第一審

裁判所名 : 北ジャカルタ地方裁判所  
判決番号 : 868/Pid.B/2008/PN.JKT.UT  
裁判期間 : 2008年4月15日 ~ 2008年9月3日

#### ③ 上告審

裁判所名 : インドネシア最高裁判所  
判決番号 : 159 K/Pid.Sus/2009  
裁判期間 : 2008年9月23日 ~ 2010年1月19日

### (2) 事案の概要・請求の原因

- ① X1（以下「被害者」という。）は、「Alat Pengering Super」という名称の除湿剤（以下「被侵害商品」という。）の製造及び販売等を行っており、除湿剤に関する特許権（以下「本件特許権」という。）をインドネシア知的財産総局に登録していた。

[被侵害商品]



- ② 2007年12月又はその後の日において、PT. Gemilang Gobalindo の下から本件特許権と技術が類似している「Humigard GL-1000」という名称の商品（以下「本件侵害品」という。）が発見されたため、警察がその出所について捜査を行ったところ、本件侵害品は被告人が経営する Y1 が、2007年12月6日又はその他の日に、PT. Gemilang Gobalindo に対して1箱（10

ピース入) 29,500 ルピア (被侵害商品の通常価格は 4 米ドル又は約 38,000 ルピア) で販売していたことが判明した。そこで、警察が Y1 の所在地において捜索を実行したところ、本件侵害品 10 ピース入りの段ボール 63 箱等が発見された。

- ③ 警察が差押えた本件侵害品をインドネシア知的財産総局の専門家が検査したところ、本件特許権及び被侵害商品と同一の機能を有していることが判明した。
- ④ そこで、検察は、被告人による本件侵害品の販売行為がインドネシア特許法第 130 条 (別紙 1 参照) 違反に該当するとして、被告人を北ジャカルタ地方裁判所に起訴し、以下の刑罰を求刑した。
  - 懲役 2 年
  - 1 千万ルピア (約 10 万円) の罰金 (又は禁錮 4 か月)
  - 訴訟費用 5 千ルピア (約 50 円) の支払い

### (3) 被告人の抗弁

検察の主張に対して、被告人は、本件侵害品は被告人自身によって発明されたものであり、本件特許権に記載される成分と本件侵害品の成分並びに含まれる塩化カルシウムの割合も異なることから、本件特許権を侵害する意図はなく、かつ、被告人が本件侵害品に関する特許権をインドネシア知的財産総局に出願し、これが受理されていることから (但し、審査中であり、登録には至っていない。)、インドネシア特許法第 130 条違反は成立せず、無罪であると主張した。

### (4) 第一審判決

- ① 北ジャカルタ地方裁判所は、インドネシア特許法第 130 条違反が認められるためには、1)何人も、2)故意に、3)無権利で特許を付与された商品を販売、賃借又は交付するため、製造、販売、輸入又は提供のいずれかを行い、特許権者の権利を侵害していることが必要であるとした上で、被告人は、除湿効果を高めるために試行錯誤して本件侵害品を自ら発明しており、本件特許権を模倣したわけではないことが明らかであり、かつ、本件特許権と本件侵害品は使用されている成分が異なることから、被告人に「故意」は認められないと判断した。
- ② 以上から、2008 年 9 月 3 日、北ジャカルタ地方裁判所は、被告人が本件特許権を侵害したことが立証されていないとして、無罪判決を下した。

(5) 上告審判決

- ① 検察は、本件侵害品による本件特許権の侵害を否定した第一審判決は法令の適用を誤っており、判決手法が法令に従っておらず、かつ、裁判所がその権限を濫用しているとして、インドネシア最高裁判所に上告した。

インドネシア最高裁判所は、どの証拠を判決の根拠とするかは裁判所の裁量であり、かつ、被侵害商品と本件侵害品の機能は同一であるものの成分が異なることから、特許権侵害は認められず、第一審判決は法令の適用を誤っていないとした。また、その判決手法も法令に則っており、権限濫用もないとして検察による上告を棄却し、被告人無罪の判決が確定した。

(6) 裁判期間

本裁判に要した期間は以下のとおりである。

第一審	2008年4月15日～2008年9月3日	約5か月
上告審	2008年9月23日～2010年1月19日	約1年4か月

第5章に後述する現地法律事務所からのヒアリングでは特許権侵害の刑事訴訟の平均裁判期間は、第一審が約11か月、上告審が約1年3か月となっていることから、本裁判では、第一審は平均よりも短期間に結審しており、上告審はヒアリング結果とほぼ同期間で結審に至っている。なお、本件訴訟は、第一審の後、控訴審を経ずに最高裁に上告されているが、インドネシアでは第一審が有罪判決の場合には三審制となるが、第一審が無罪判決の場合には被告人の利益保護の観点から二審制が採用されているとのことである。

## 第2 商標権侵害訴訟

### 1. 繊維生地商標権侵害訴訟（民事）

#### (1) 裁判の概要

##### ① 当事者

- 原告 : X1  
繊維生地販売等の個人商店を営むインドネシア人
- 被告1 : Y1  
繊維生地販売等の個人商店を営むインドネシア人
- 被告2 : Y2  
繊維生地販売等の個人商店を営むインドネシア人(被告1の実子)
- 被告3 : Y3  
被告1の依頼により繊維生地に「NAKAMICHI」商標を貼付した業者
- 被告4 : Y4  
被告1の商品を販売した繊維生地販売店を営むインドネシア人
- 被告5 : Y5  
被告1の商品を販売したインドネシア人

##### ② 第一審

- 裁判所名 : 中央ジャカルタ商務裁判所
- 判決番号 : 59/Pdt-Sus-Merek/2014/PN.NIAGA.JKT.PST
- 裁判期間 : 2014年9月25日 ~ 2015年1月28日

##### ③ 上告審

- 裁判所名 : インドネシア最高裁判所
- 判決番号 : 316 K/Pdt. Sus-HKI/2015
- 裁判期間 : 2015年3月9日 ~ 2015年6月18日

#### (2) 事案の概要・請求の原因

- ① 原告は、第24類を指定区分とし、繊維及び繊維商品を指定商品として、インドネシア知的財産総局に以下の商標（以下「本件商標」という。）を登



録し（登録日：2004年8月11日）、西ジャワ州において、本件商標を使用した繊維生地（以下「原告商品」という。）の生産、販売を営んでいた。

[本件商標]



- ② 2013年8月中旬、原告は、消費者及び顧客等から、原告商品の品質が以前に比べて著しく低下している旨の苦情を受けた。この苦情を受け、原告は、原告がメンバーとして登録している繊維事業者の団体である Aspetek（繊維事業者協会）に調査を求めたところ、苦情の対象となっていた繊維生地は「Sandang Sejahtera 商店」（Aspetek のメンバーでもある）において販売されており、当該商店の所有者である被告1が、被告2と共同で、本件商標を模倣した標章を無断で使用した上で繊維生地（以下「被告商品」という。）を販売していることが判明した。この調査結果に基づき、Aspetek は両当事者を引き合わせようと尽力し、Aspetek の会長自身が直接被告1に連絡を取ったものの、被告1は即座に本件商標の模倣行為を否認し、和解に応じなかった。
- ③ そこで、原告は、2013年8月25日、タンボラ分区警察に対して、被告1の行為を告発した。警察は被告1が商標の模倣に係る犯罪の構成要件を充足する行為を行っていることが明白であると判断し、その後の捜査を経て、被告1を西ジャカルタ地方裁判所に起訴した。しかしながら、被告1は同裁判所による呼び出しに一切応じなかったため、人物検索リストに2か月超にわたり掲載された後、2014年2月4日、タンボラ分区警察にて身柄を確保され、西ジャカルタ地方裁判所での公判にかけられることとなった（事件番号：232/PID.SUS/2014/PN.JKT.BAR. 以下「本件刑事裁判」という。）。
- ④ 被告1は、被告商品に貼付した「Toyama NAKAMICHI」という標章は日本製の音響機器より自ら発想を得たものであり、かつ、当該標章が本件商標を模倣しているとの指摘を受けた後は被告商品の販売を行っていないことから、故意に本件商標を模倣したことはない旨反論した。なお、人物検索リストによる呼び出しに応じなかったのは弁護士の指示によるものであったとも主張した。
- ⑤ 西ジャカルタ地方裁判所は、被告1の抗弁を認めず、被告1が故意に、

本件商標と要部につき同一である標章を、本件商標と同種商品のために使用し、インドネシア商標法（“Law No. 15 of 2001 regarding Marks”）<sup>5</sup>第91条（別紙1参照）に違反したと判断し、以下の判決を下した。

- 1) 懲役3か月
  - 2) 罰金として3千万ルピア（約30万円）の支払い（仮に当該罰金が支払われない場合には罰金の支払いに代えて3か月間の禁固刑）
  - 3) 訴訟費用5千ルピア（約50円）の支払い
- ⑥ 本件刑事裁判の中では、以下の事実が立証された。
- 1) 被告1が無地の繊維生地と本件商標を模倣した標章のバナー、ラベル、スタンプ等を被告3に送付した上で、無地の繊維生地に当該標章を貼付するよう注文し、被告3は当該作業終了後当該標章が貼付された繊維生地を被告1に納品したこと。
  - 2) 上記被告3の行為は、被告1による商標権侵害行為の共謀行為に該当すること。
  - 3) 被告4が、被告1の実子である被告2からの提案に基づき、被告1の繊維生地を購入し、その後被告4は当該繊維生地を被告5に対して再販売したこと。
  - 4) 上記の売買取引はインドネシア商標法第94条（別紙1参照）に違反すると認められること。
  - 5) 被告1による上記の行為について、被告1の実子である被告2が補助したこと。
- ⑦ 本件刑事裁判の判決を受け、原告は、2014年9月25日、中央ジャカルタ商務裁判所に対して、被告らの行為がインドネシア商標法第76条に違反するとして、本件訴訟を提起した。
- ⑧ 原告は、本件訴訟において、上記の事実関係をもとに主に以下の請求を求めた。
- 1) 被告らの連帯による原告に対する損害賠償
    - a) 物的損害:物的損害として51億7876万5千ルピア（約5180万円）  
物的損害額の根拠は以下のとおり。

---

<sup>5</sup> 2016年11月25日付で、改正商標及び地理的表示法（“Law No. 20 of 2016 regarding Mark and Geographical Indication”）が施行されているが、本調査報告書では「商標法」は改正前の商標法を指すものとする。

2009年から2013年までに原告が販売した本件商品の売上高は以下のとおりである。

年度	数量 (個)	数量 (m)	単価 (ルピア)	合計 (ルピア)
2010	3,797	113,910	18,000	20億5038万
2011	1,444	43,320	18,500	8億142万
2012	264	7,920	19,000	1億5048万
2013	35	1,050	19,500	2047万5千

上記のとおり、被告らによる模倣行為が始まった2011年より、本件商品の売上高が減少しており、原告が被った損害は以下のとおりとなる。

- 2011年：2010年の本件商品の売上高は20億5038万ルピアであったものの、2011年には同売上高が8億142万ルピアに減少していることから、12億4896万ルピアが損害である。
  - 2012年：2010年の本件商品の売上高は20億5038万ルピアであったものの、2012年には同売上高が1億5048万ルピアに減少していることから、18億9990万ルピアが損害である。
  - 2013年：2010年の本件商品の売上高は20億5038万ルピアであったものの、2013年には同売上高が2047万5千ルピアに減少していることから、20億2990万5千ルピアが損害である。
- b) 非物的損害：被告1による本件商標を模倣することによって、消費者に対して原告商品が低品質であると誤認させ、原告が長年にわたって構築した本件商標の評判を著しく低下させたことに基づき、非物的損害として200億ルピア（約1億6千万円）
- 2) 被告らによる本件商標を模倣した標章の使用に関するあらゆる行為の停止
  - 3) 被告らによる原告に対する損害賠償の支払いを担保し、被告らとその所有資産を第三者に譲渡、移転することを防止するため、被告らの所有動産及び不動産に対する保全差押
  - 4) 被告らが、本判決が確定した後本判決を故意又は過失により履行しない場合、1日遅滞する毎に1千万ルピアの金員の支払い

5) 被告らによる一切の訴訟費用の支払い

(3) 被告らの抗弁

① 被告 1 から 4 の抗弁

被告 1 から 4 は主に以下の抗弁を主張し、原告の請求の全ての棄却を求めた。

1) 請求不明確（抗弁 1）

被告 1 から 4 は以下を理由に原告の請求が不明確であり、かつ、矛盾していることから、原告の請求は認容し得ない旨主張した。

- a) 原告がその請求のほぼ全てにおいて本件訴訟で問題とされている商標が「NAKAMICHI」である旨主張する一方で、訴状の一部において「Toyama NAKAMICHI」の商標についても言及しており、侵害の対象となった商標がどの商標であるかを特定できていない。
- b) 原告がその請求において、原告の所有物である繊維の種類を明示しておらず、現在に至るまで原告が販売した繊維の種類や当該繊維を原告がどこで製造したかを記述しておらず、原告の請求の基礎が不明確である。
- c) 原告は、被告 1 及び被告 2 が、インドネシア全土の生地販売店及び消費者に対して被告商品の頒布及び販売を行った旨主張するが、訴状の別の箇所では、被告 1 及び被告 2 による対象生地の頒布はスラバヤにおいて被告 4 に対してのみ行ったと主張しており矛盾している。
- d) 原告は被告 1 から被告 4 の行為と生じた損害との間の因果関係を立証できておらず、原告の主張する全損害が推測に基づくものに過ぎず、かつ、同一の損害に関して繰り返し賠償を求めるものである。

2) 当事者の欠落（抗弁 2）

被告 1 から 4 は、原告が、インドネシア全土において被告 1 から第三者に対して被告商品が頒布及び販売されたと主張するが、被告商品の買主として被告 5 のみを取り上げており、被告 5 以外の買主が提訴されておらず、被告 5 以外の買主が当事者から欠落していることは明白であることから、原告の請求は認容し得ないと主張した。

3) 当事者名の誤り（抗弁 3）

被告 1 から 4 は、原告は「PT. Sipatek Putri Lestari」が被告 3 であるとしているが、被告 3 の商号は「PT Sipatek Putri Lestari」であり、当事者の名称を誤っていることから、原告の請求は認容し得ないと主

張した。

4) 商標権侵害行為の不存在（抗弁 4）

被告 1 から 4 は、原告が、本件訴訟において、被告 1 が被告商品の製造、使用、頒布及び販売を行ったと主張し、当該事実は本件刑事裁判において既に立証されている旨主張するが、このような事実を立証した刑事裁判手続は一切存在しておらず、原告の請求は根拠を欠いていると主張した。

5) 損害の不存在（抗弁 5）

被告 1 から 4 は、上記のとおり被告らによる本件商標に対する侵害行為が存在しないため、原告に損害が発生することはあり得ず、かつ、原告商品の売上高は市場の状況、会社の組織状況、マーケットシェア、消費者の動向等の要素を考慮しておらず算定方法が誤っていると主張した。また、被告 1 から 4 は、原告が評判の棄損により非物的損害を被ったと主張するが、物的損害に係る原告の主張もまた、評判の棄損を基礎とするものであり、仮に評判の棄損が存するとしても、原告が物的損害に加えて非物的損害を請求することはできないと主張した。

6) 保全差押の根拠がないこと（抗弁 6）

被告 1 から 4 は、上記のとおり被告らによる本件商標に対する侵害行為が存在しないため、原告の損害賠償請求は実際に行われていない出来事を基礎とし、かつ誤った方法により算定されていることから、これを根拠とする保全差押も認められないはずであると主張した。更に、被告 1 から 4 は、被告らとその資産を着服し、流出させるおそれがあることが立証されていないとも主張した。

② 被告 5 の抗弁

被告 5 は以下の抗弁を主張し、原告の請求の全ての棄却を求めた。

1) 請求根拠の誤認（抗弁 7）

被告 5 は、原告の請求の基礎は本件刑事裁判判決であるが、西ジャカルタ地方裁判所において有罪判決を言い渡されたのは被告 1 であり、当該判決は被告 5 に対する請求の基礎とはならないはずであり、当該判決を根拠として原告の被告 5 に対する請求は認容し得ないと主張した。

2) 法的関係の不存在（抗弁 8）

被告 5 は、「A」の要請により、被告 4 に連絡をとり、大量とは言えない被告商品 822,500 ルピア（約 8,200 円）分を注文し、これを「A」

に対して直接交付した。その後、「A」は本件訴訟が提起されるまで姿を見せず、被告5が再度被告商品の注文を行ったことはなく、「A」により嵌められ、騙されたにすぎず、原告の請求は「A」に向けられるべきであり、被告5と原告は何らの法的関係も有しないことから、原告の被告5に対する請求は認容し得ないと主張した。

#### (4) 第一審判決

##### ① 請求不明確（抗弁1）について

商務裁判所は、被告らが不明確であると主張する本件訴訟の争訟の対象となる商標、原告の所有物である繊維の種類、対象生地の販売地域、損害の範囲については本件訴訟の中で証拠によって立証されるべきものであることから、これらの事実を抗弁とすることはできないと判断した。

##### ② 当事者の欠落（抗弁2）について

商務裁判所は、誰を被告として訴訟を提起するかを決定するのは原告の専権であることから、被告5以外の被告商品の買主を被告としていないことは抗弁とはならないと判断した。

##### ③ 当事者名の誤り（抗弁3）について

商務裁判所は、原告の訴状及び裁判所からの期日呼出状では、被告3はいずれも Jalan Putri No.6, Bandung, Jawa Barat 所在の PT. Sipatek Putri Lestari となっており、これらの書類はB氏により受領され、署名がなされていることから、たとえ被告3の名称に誤記があったとしても、対象は既に正しく、当事者名が誤っていることは抗弁として考慮されるべきではないと判断した。

##### ④ 請求根拠の誤認（抗弁7）について

商務裁判所は、被告5が本件と関係があるか否かは、被告5及び原告が提出した証拠によって立証されなければならないことから、この事実を抗弁とすることはできないと判断した。

##### ⑤ 商標権侵害行為の不存在等（抗弁4乃至6及び8）について

商務裁判所は、本件刑事裁判の判決は既に確定しており、その真正を再び争う余地はなく、同判決において、被告1は「故意に、本件商標と要部につき同一である標章を、本件商標と同種商品のために使用した」として、刑罰を科されていると指摘した。更に、原告証人が「被告1が原告商品の標章を模倣したことは真実である」旨証言し、証人である Aspetex の理事

も「本件商標の模倣が存する旨の原告からの報告書を受領し、Aspetex の会長より証拠収集を命じられたためスラバヤの商店において被告商品を購入した」旨証言したことから、被告 1 による本件商標の侵害行為があったことは明らかであると判断した。

また、商務裁判所は、被告 2 について、被告 3 が「被告 2 により「Toyama NAKAMICHI」商標の商品を提供され、これを受領した」と証言し、被告 2 が「Toyama NAKAMICHI の商標を作成したのは自分であり、電化製品の標章から得た」とし、「世界的標章である Olympus のような第三者所有に係る登録商標を無断で使用したことがあり、当該商標権利者より注意を受けると常に和解をしていたことは真実である」と証言していることから、被告 2 が被告商品の流通への関与を認めていると判断した。

更に、商務裁判所は、被告 3 について、証人 C が「2011 年 7 月、被告 3 の工場マーケティングとして、被告 1 から 40 色の無地の生地につき注文を受け、その後に本件商標を模倣した標章のバナー、ラベル及びスタンプの送付を受け、当該無地の生地に貼付するよう命じられ、その完了後、被告 1 に対して完成品を納品したことは真実である」と証言し、被告 3 が被告 1 の所有に係る対象生地 of 流通への関与を認めていることから、被告 1 の注文に係る被告商品の生産に被告 3 が関与したことも立証されていると判断した。

また、商務裁判所は、被告 5 が、自身と原告との間に法的関係が存在しないとする抗弁（抗弁 8）において、自身が作成したメモのみを提出しており、これは証拠価値がないことから、反論に係る主張を立証できていないと判断した。

以上から、商務裁判所は、被告らによる本件商標の商標権侵害行為がないとの抗弁を認めなかった。

- ⑥ 以上から、商務裁判所は、原告は本件商標の侵害及び被告商品の販売につき、被告らの関与を立証しており、他方で被告らはその反論に係る主張を立証し得ていないことから、被告らが本件商標の商標権侵害行為に関与しており、これにより原告に損害が生じていると認められると判断した。

⑦ 第一審判決内容について

1) 判決内容

商務裁判所は、被告らに対して以下の判決を下した。なお、原告が訴状とは別に保全差押のための書面を提出しておらず、保全差押を求める物品が被告らの所有物であることを立証していないことから、被告ら所有の不動産等への保全差押申立は棄却した。

- 被告らによる原告に対する以下の損害賠償の支払い

物的損害

- 被告 1 乃至被告 3 : 10 億ルピア (約 1 千万円) (連帯債務)
- 被告 4 及び被告 5 : 5 億ルピア (約 500 万円) (連帯債務)

非物的損害

- 被告 1 乃至被告 5 : 10 億ルピア (約 1 千万円) (連帯債務)

- 被告らによる本件商標を模倣した標章の使用停止
- 被告らによる原告に対する訴訟費用 2,516,000 ルピア (約 25,000 円) の支払い

2) 損害額

損害額について、商務裁判所は、被告商品はスラバヤやメダンといったインドネシアの複数の大都市で数年間にわたり流通、販売され、その数は数千パックに達しているものと考えられることから、原告の物的損害は 15 億ルピア (約 1500 万円) と算定するのが公平であり、当該損害は、原告に対し、被告 1 乃至被告 5 により連帯して支払われるのが相当と判断した。但し、被告 1 乃至被告 5 の関与形態は異なっており、被告 1 乃至被告 3 の関与は、本件商標の侵害につきより強い影響力を有することから、被告 1 乃至被告 3 に対し、連帯して原告への 10 億ルピア (約 1 千万円) の支払を科し、一方被告 4 及び被告 5 については、連帯して原告に対し 5 億ルピア (約 500 万円) の支払を科するのが相当と判断した。

また、本件商標の侵害に基づき、消費者により信頼されていた原告商品は、当然に信頼が低下し、その結果、原告は非物的損害をも被っていると言え、当該非物的損害はその評価に制限はないものの、10 億ルピア (約 1 千万円) と評価するのが公平であり、被告 1 乃至被告 5 が、連帯して、原告に対して支払義務を負うというべきと判断した。

(5) 上告審判決

- ① 被告 1 及び被告 5 は、被告らによる本件商標の商標権侵害を認めた第一審判決は誤りであるとして、最高裁判所に上告した。
- ② 被告 1 は、第一審判決が、(i)被告ら提出の証拠を考慮しておらず、法令の適用が不十分であること、(ii)損害額の算定については独立監査人による算定結果に基づくべきであったにもかかわらず、独立監査人による算定を行わず、原告の算定に依拠しており公平ではないこと、(iii)被告 1 が使用していた標章は「Toyama NAKAMICHI」であり、当該標章は日本製電化製品をヒントに得たものであって第三者の商標権を侵害するという故意や意



図はなく、Aspetek より警告を受けた後当該標章の使用を中止していることから、本件商標の侵害行為は成立しないこと、(iv)「Toyama NAKAMICHI」が貼付された対象生地と本件商標が貼付された原告商品は多くの相違点が認められ、評判の低下を招くことはないこと等を理由に上告を申し立てた。

③ また、被告 5 は、第一審判決が、(i)適切な法律が適用されておらず、妥当な法的判断がなされていないこと、(ii)詳細、客観的かつ公平な手法が反映されていないこと、(iii)不適切で簡潔に過ぎ、緻密さを欠いていること、(iv)被告らの提出した証拠を一切考慮していないこと、(v)損害額の算定については独立監査人による算定結果に基づくべきであったにもかかわらず、独立監査人の算定を行わず、原告の算定に依拠しており公平ではないこと、(vi)原告商品の評判が低下したことに関して消費者の証言が得られていないこと、(vii)本件刑事裁判の対象となった行為に被告 5 は関与していないこと等を理由に上告を申し立てた。

④ 最高裁判所は、第一審が被告らによる本件商標の侵害行為を認定した点について誤りはなかったとして被告 1 及び被告 5 の上告を棄却する一方で、賠償金が支払われ得る損害は立証及び算定が可能な物的損害のみであるとし、第一審が非物的損害額として 10 億ルピアを認定した点は修正されるべきとした上で、以下の判決を下した。

➤ 被告らによる原告に対する以下の損害賠償の支払い

物的損害

－ 被告 1 乃至 3 : 10 億ルピア (約 1 千万円) (連帯債務)

－ 被告 4 及び被告 5 : 5 億ルピア (約 500 万円) (連帯債務)

➤ 被告らによる本件商標の使用停止

➤ 被告らによる第一審訴訟費用 2,516,000 ルピア (約 25,000 円) の支払い

➤ 被告らによる上告審訴訟費用 5,000,000 ルピア (約 5 万円) の支払い

(6) 訴訟期間について

本件訴訟に要した期間は以下のとおりである。

第一審	2014 年 9 月 25 日 ~ 2015 年 1 月 28 日	約 4 か月
控訴審	2015 年 3 月 9 日 ~ 2015 年 6 月 18 日	約 3 か月

第 5 章に後述する現地法律事務所からのヒアリングでは商標権侵害の民事訴訟における平均裁判期間は、第一審が約 5 か月、上告審が約 8 か月となっていることから、本裁判は平均よりも若干短期間で結審に至っていると言

える。

## 2. 糊・接着剤商標権侵害訴訟（刑事）

### (1) 裁判の概要

#### ① 当事者

被告人 : Y1  
糊・接着剤等を販売する商店の店主

#### ② 第一審

裁判所名 : メダン地方裁判所  
判決番号 : 2022/Pid.B/2009/PM.Mdn  
裁判期間 : 不明 ~ 2009年9月7日

#### ③ 控訴審

裁判所名 : メダン高等裁判所  
判決番号 : 07/Pid/2010/PT.Mdn  
裁判期間 : 不明 ~ 2010年3月9日

#### ④ 上告審

裁判所名 : インドネシア最高裁判所  
判決番号 : 2089 K/Pid.Sus/2010  
裁判期間 : 2010年7月9日 ~ 2011年1月12日

### (2) 事案の概要・請求の原因

- ① X1（以下「被害者」という。）は、「ALTECO110」及び「ALTECO SUPER GLUE」という名称のブランドで糊や接着剤を製造、販売しており、以下の「ALTECO110」や「ALTECO SUPER GLUE」を含む複数の商標（以下「本件商標」という。）をインドネシア知的財産総局に登録していた。

[本件商標]



- ② 被告人は、2008年3月から8月までの間に、自己が経営するメダン市内

の商店において、「ALTECO110」や「ALTECO SUPER GLUE」という標章を用いた糊及び接着剤（以下「本件商品」という。）を1ダース15,000ルピアで仕入れ、被害者の許可なく、1ダース18,000ルピアで約40箱販売した。なお、「ALTECO110」及び「ALTECO SUPER GLUE」の真正品は日本製で、通常1ダース30,000ルピアで販売されている。

- ③ 2008年8月7日、インドネシア国家警察は、被告人の商店に対して捜索令状を執行し、本件商品が入っている段ボール箱58箱及び本件商品を販売したとする領収書2枚を差押えた。
- ④ インドネシア国家警察が本件商品と真正品を比較したところ以下の相違点が見られた。

#### ALTECO110

- 真正品の使用方法の記載部分は灰色であるのに対し、本件商品は黒色に近い。
- 真正品のチューブの「net3g」という文字は明るい灰色であるのに対し、本件商品は黒色に近い。
- 本件商品のネジキャップが真正品のものより短く、小さい。
- 本件商品のパッケージのイラストの色が真正品の色よりも暗い。
- 真正品のパッケージの手のイラストが明るく鮮明であるのに対し、本件商品はややくすんでいる。
- 真正品のパッケージ裏面が明るい灰色であるのに対し、本件商品は濃い黒色である。

#### ALTEKO SUPER GLUE

- 真正品の使用方法の記載部分が太字で灰色であるのに対し、本件商品は細字で黒色である。
- 真正品のチューブの「net3g」という文字は太字であるのに対し、本件商品は細字である。
- 真正品の「SUPER GLUE」という文字は整っているのに対し、本件商品は整っていない。
- 本件商品のネジキャップが真正品のものより短く、小さい。
- 本件商品のパッケージのイラストが真正品よりもくすんでいる。
- 本件商品のパッケージのイラストが真正品よりも暗く、色もくすんでいる。

➤ 本件商品のパッケージの裏面の記載が真正品よりも太く黒い。

- ⑤ 以上から、本件商品の販売がインドネシア商標法第 90 条又は 91 条（別紙 1 参照）違反に該当するとして、被告人は、メダン地方裁判所に起訴された。

(3) 第一審判決

メダン地方裁判所は、被告人が「ALTECO110」及び「ALTECO SUPER GLUE」の模倣品を販売したことを認めていることから、被告人が故意に本件商標と全体又は要部について同一性を有する標章を無断で使用したとして、インドネシア商標法 90 条又は 91 条違反を認定した。但し、被害者は「ALTECO110」及び「ALTECO SUPER GLUE」の真正に係る特徴に関する周知行為を一切行っておらず、被告人は真正品か模倣品であることを認識せずに本件商品を販売しており、また被告人が反省していることを理由に、被告人に対して以下の判決を下した。

- 禁錮 6 か月、執行猶予 1 年
- 差押えた本件商品の破棄
- 訴訟費用 1,000 ルピア（約 10 円）の支払い

(4) 控訴審判決

被告人（及び検察官）は第一審判決の量刑が不当であるとして、メダン高等裁判所に控訴した。メダン高等裁判所は、被告人によるインドネシア商標法 90 条又は 91 条違反を認定した第一審判決を支持した上で、被告人に対して以下の判決を下した。

- 懲役 1 年
- 差押えた本件商品の破棄
- 訴訟費用 2,000 ルピア（約 20 円）の支払い

(5) 上告審判決

被告人は、控訴審判決は被告人が公判において真摯に行動していること、初犯であること、反省しており二度と同様の行為を行わないことを約束していること等の事情を考慮していないことから無効であるとして、インドネシア最高裁判所に上告した。インドネシア最高裁判所は、量刑については下級審に裁量があることから、控訴審判決は法令に違反しているとは言えないとして被告人による上告を棄却した。

(6) 判決内容について

- ① 以上から、被告人に対して懲役1年を命じる判決が確定した。
- ② インドネシア商標法第90条では5年以下の禁錮及び／又は10億ルピア以下の罰金、91条では4年以下の禁錮及び／又は8億ルピア以下の罰金が法定刑として定められているが、本判決では懲役1年のみが認められ、罰金は科されていない。第5章に後述する現地法律事務所からのヒアリングでは商標権侵害の刑事訴訟における平均懲役年数は1年8か月、平均罰金額は36,800米ドル（約415万円<sup>6</sup>）となっていることから、本判決は平均よりも軽い判決になっていると言える。これは、本件が個人による商標権侵害であり、被告人が初犯であることや被害がそれほど大きくないことに起因しているものと考えられる。

(7) 裁判期間

本裁判に要した期間は以下のとおりである。

第一審	不明～2009年9月7日	—
控訴審	不明～2010年3月9日	—
上告審	2010年7月9日～2011年1月12日	約6か月

第5章に後述する現地法律事務所からのヒアリングでは商標権侵害の刑事訴訟における平均裁判期間は、第一審が約9か月、控訴審が約9か月、上告審が約1年となっていることから、本裁判の上告審に要した期間はヒアリング結果よりも短いものとなっている。また、第一審及び控訴審の裁判期間は不明であるが、警察による捜索差押が2009年8月7日に行われていることから、第一審は同日以降に開始されていると推測され、その場合第一審は1か月未満で終了しており、また、第一審判決から控訴審判決の期間が6か月であることから、控訴審も6か月以内に終了していることから、いずれもヒアリング結果よりも短期間で結審に至っている。

---

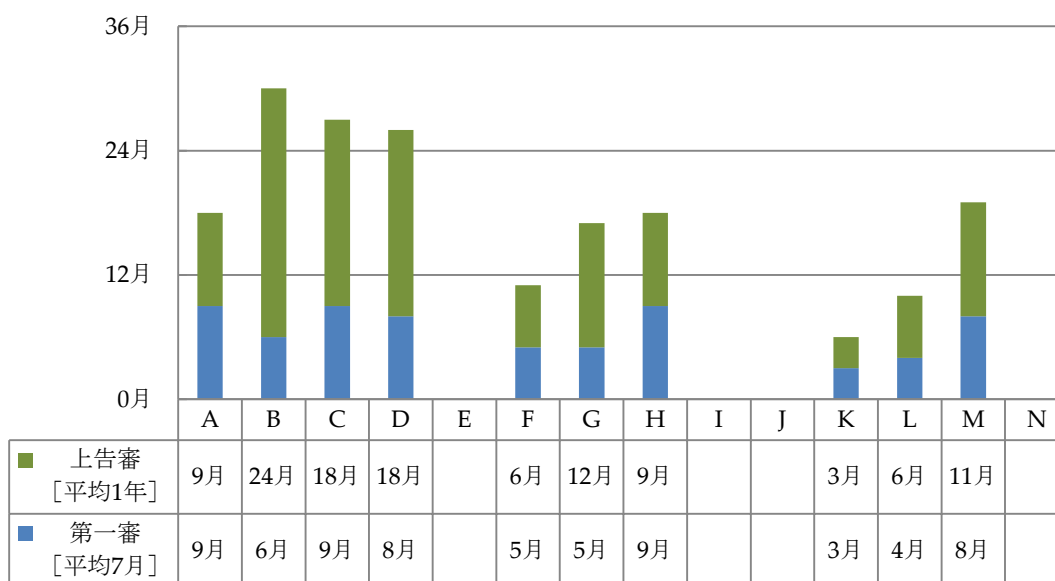
<sup>6</sup> 1米ドル=112.88円で算出。以下同じ。

## 第5章 現地法律事務所からのヒアリング

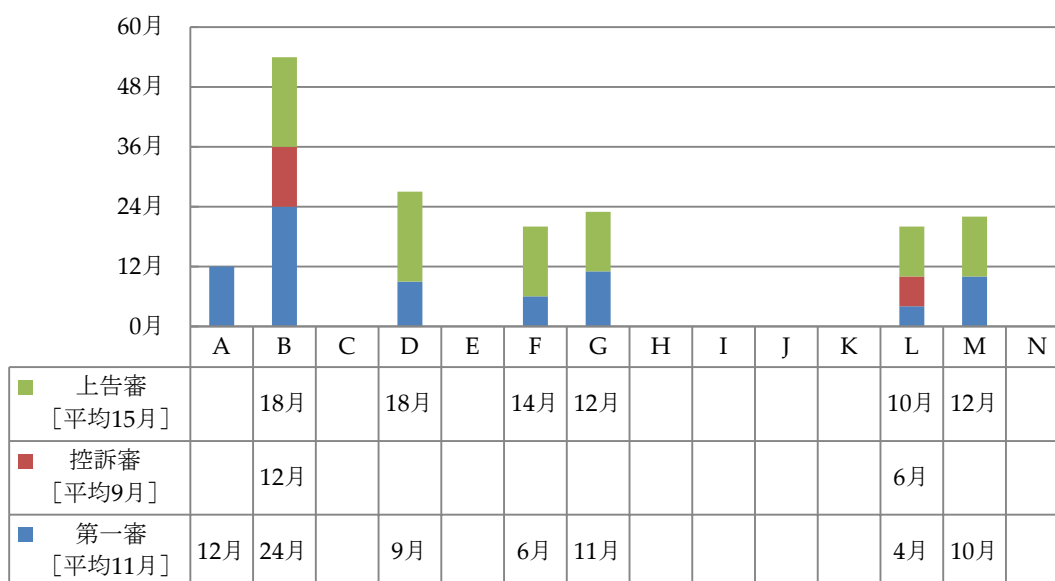
### 第1 訴訟期間について

訴訟期間に関する現地法律事務所からのヒアリング結果は以下のとおりである。

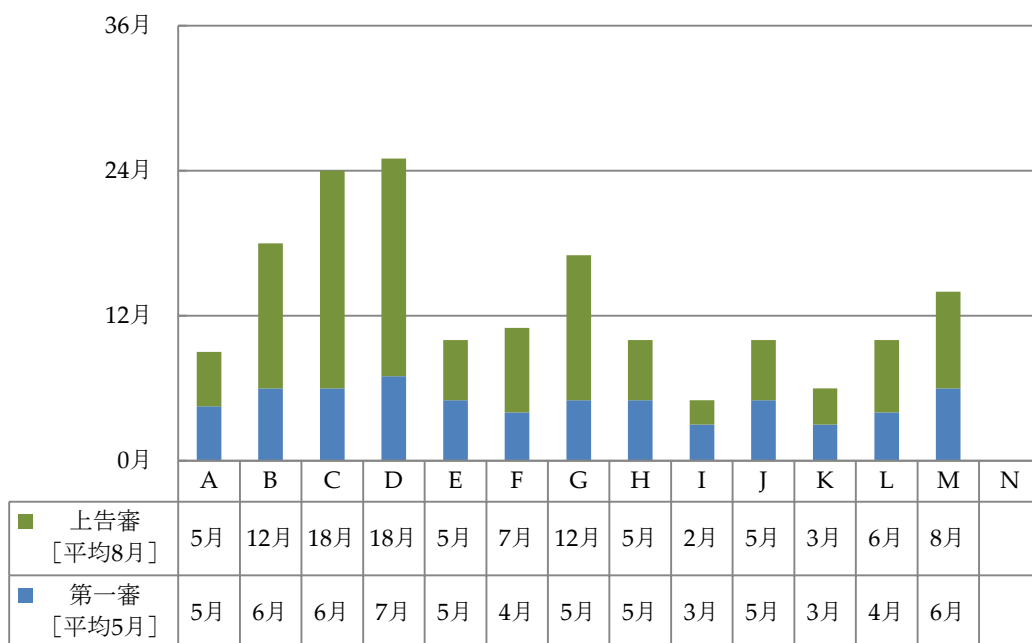
#### 1. 特許権侵害訴訟（民事）



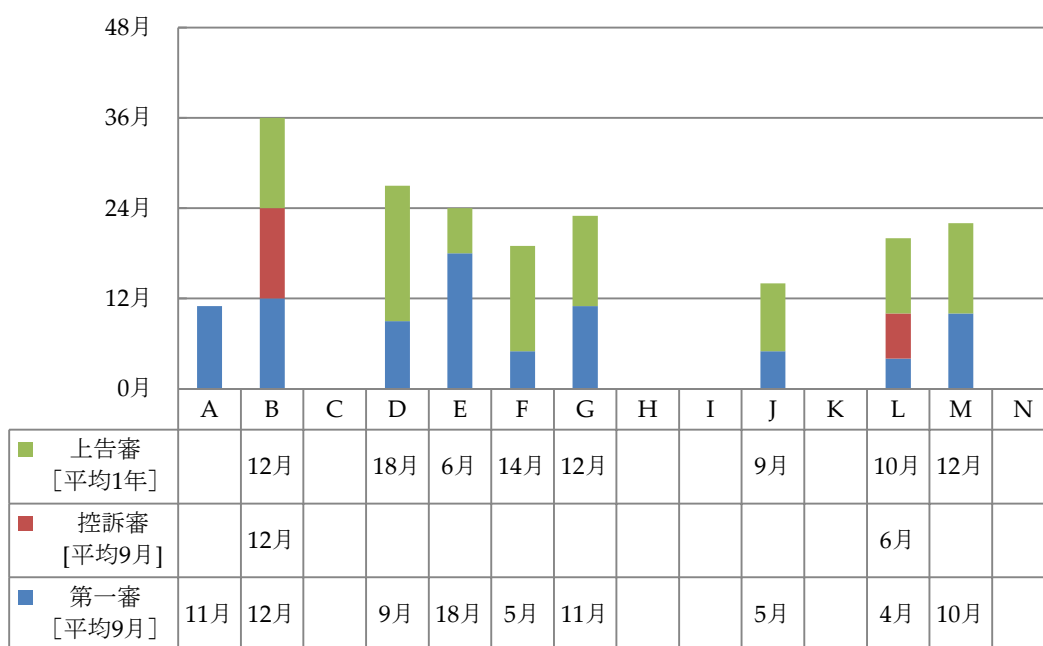
#### 2. 特許権侵害訴訟（刑事）



### 3. 商標権侵害訴訟（民事）



### 4. 商標権侵害訴訟（刑事）





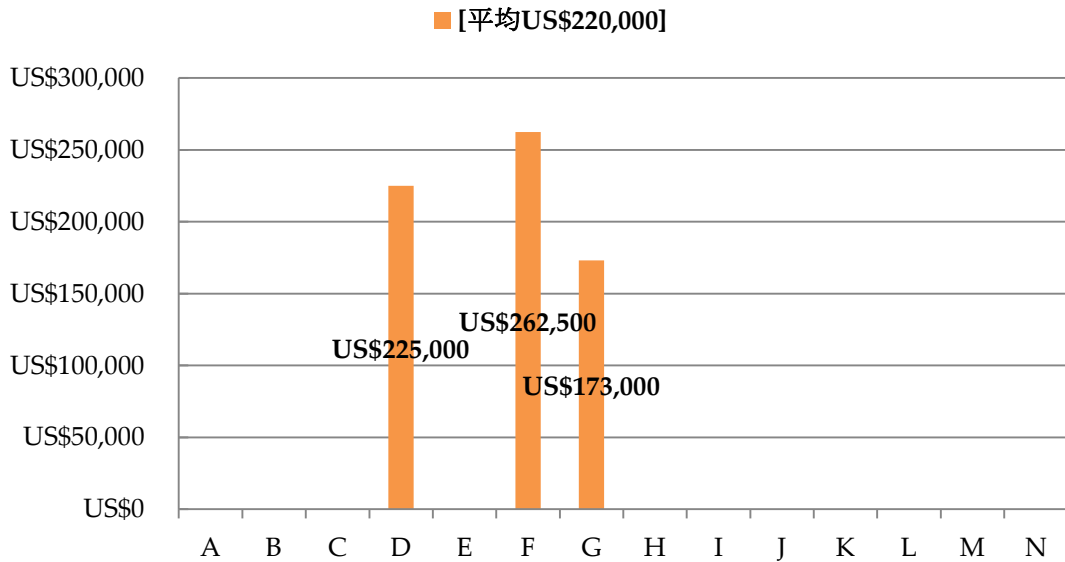
## 第2 判決内容について

判決内容に関する現地法律事務所からのヒアリング結果は以下のとおりである。

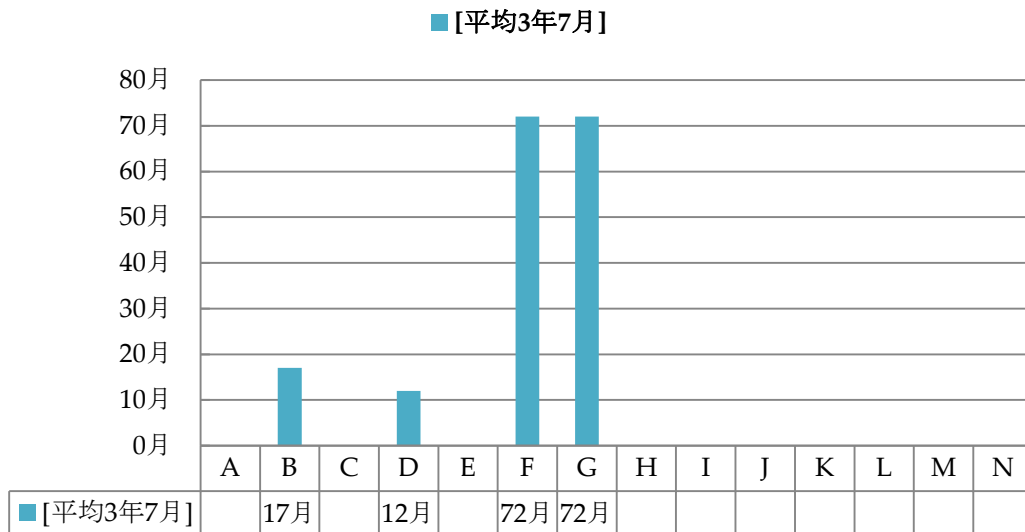
### 1. 特許権侵害訴訟（民事）（損害賠償額）

特許権侵害の民事訴訟における損害賠償額については、いずれの事務所も実際に生じた損害の金額によるとの回答であり、具体的な金額の回答は得られなかった。

### 2. 特許権侵害訴訟（刑事）（罰金額）



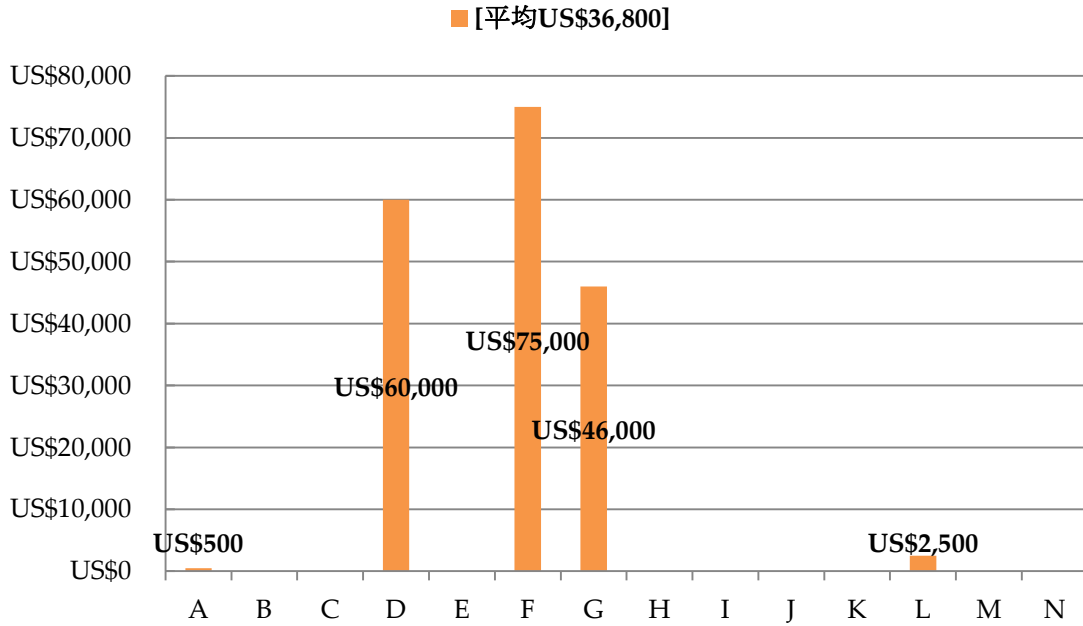
### 3. 特許権侵害（刑事）（懲役刑）



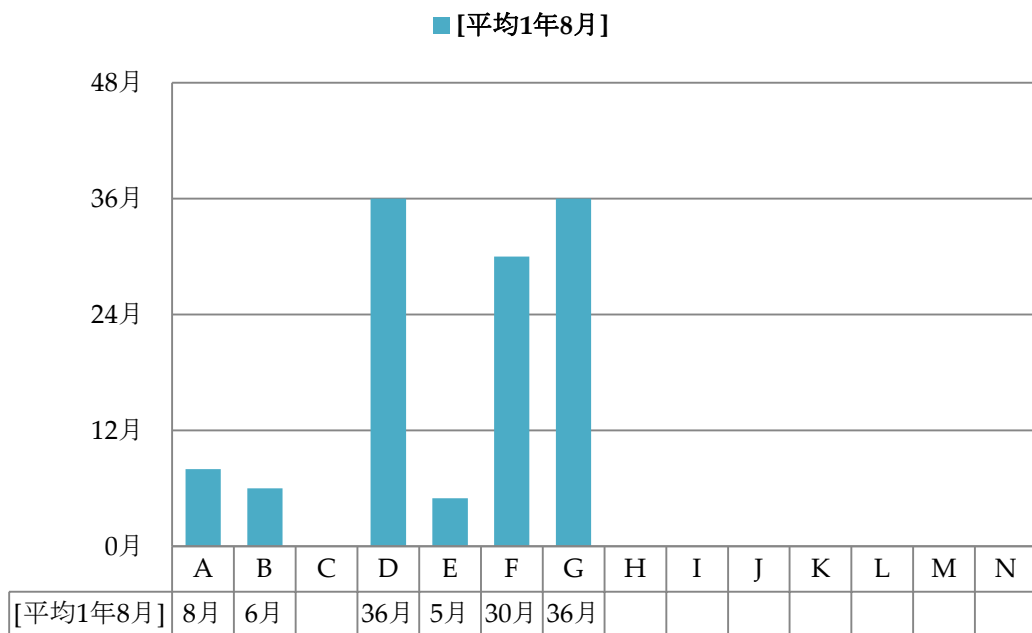
4. 商標権侵害訴訟（民事）（損害賠償額）

商標権侵害の民事訴訟における損害賠償額については、いずれの事務所も実際に生じた損害の金額によるとの回答であり、具体的な金額の回答は得られなかった。

5. 商標権侵害訴訟（刑事）（罰金額）



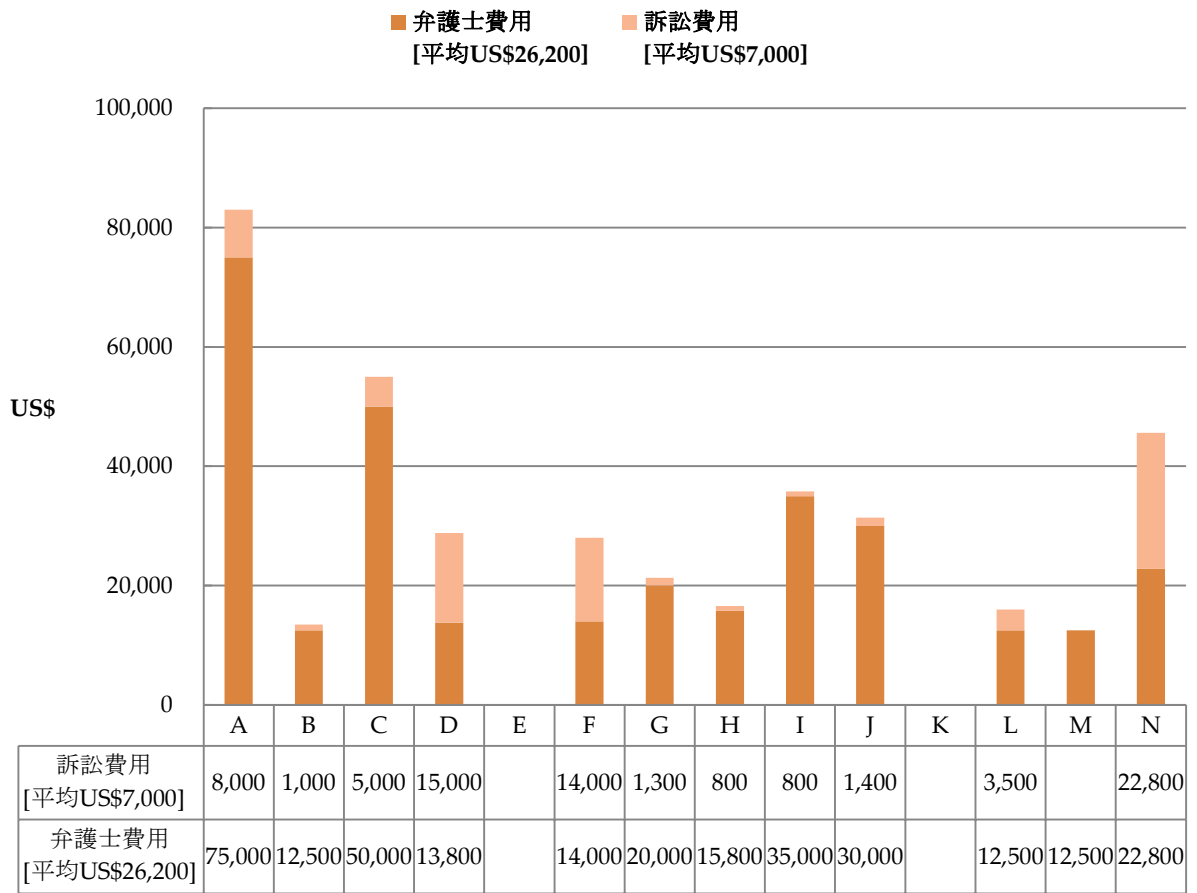
6. 商標侵害訴訟（刑事）（懲役刑）



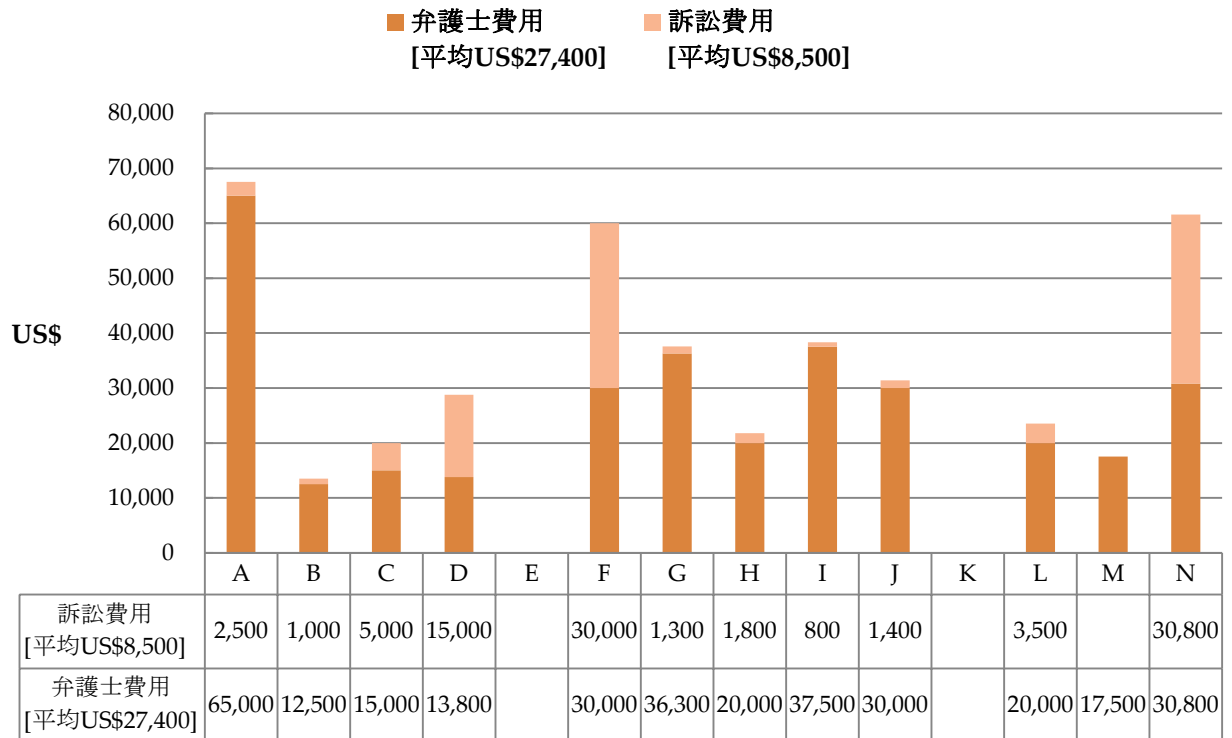
### 第3 弁護士費用及び訴訟費用について

弁護士費用及び訴訟費用に関する現地法律事務所からのヒアリング結果は以下のとおりである。なお、弁護士費用及び訴訟費用のヒアリングでは、クライアントは外資企業であり、コミュニケーションは英語で行われることを前提とし、第一審にかかる費用についてのみヒアリングを行っている。

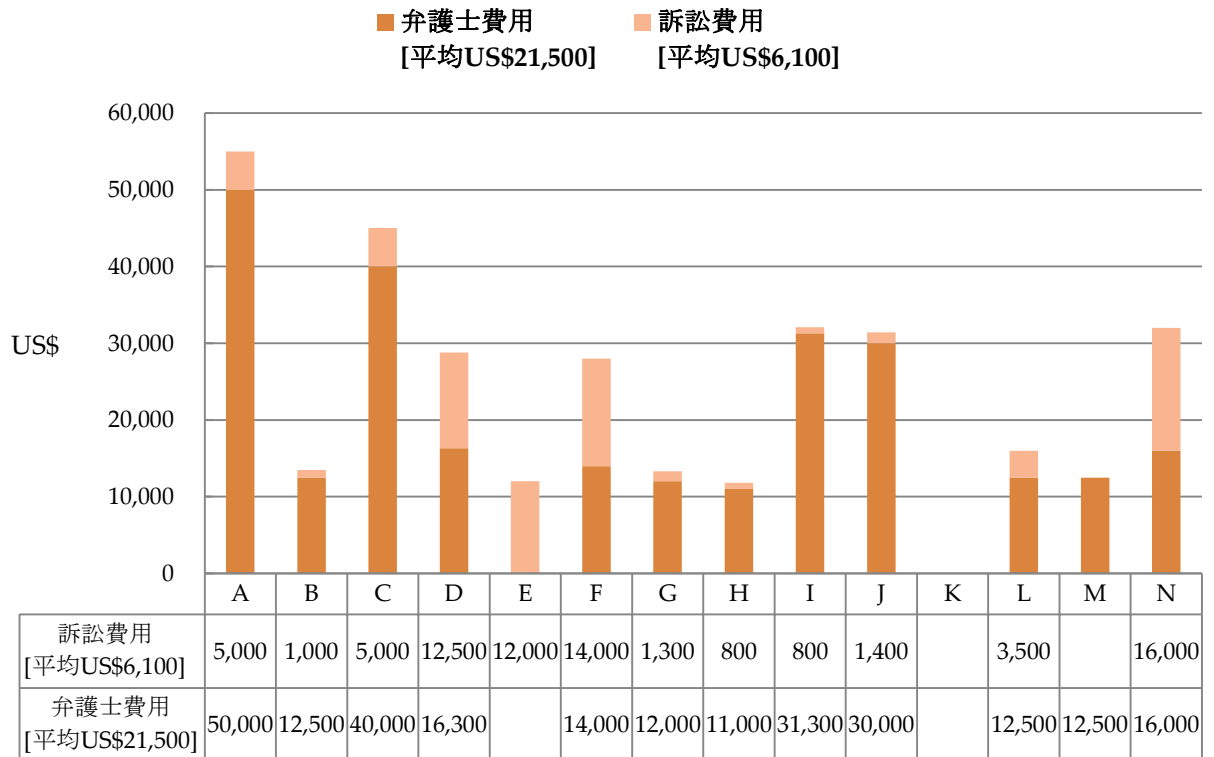
#### 1. 特許権侵害訴訟（民事）



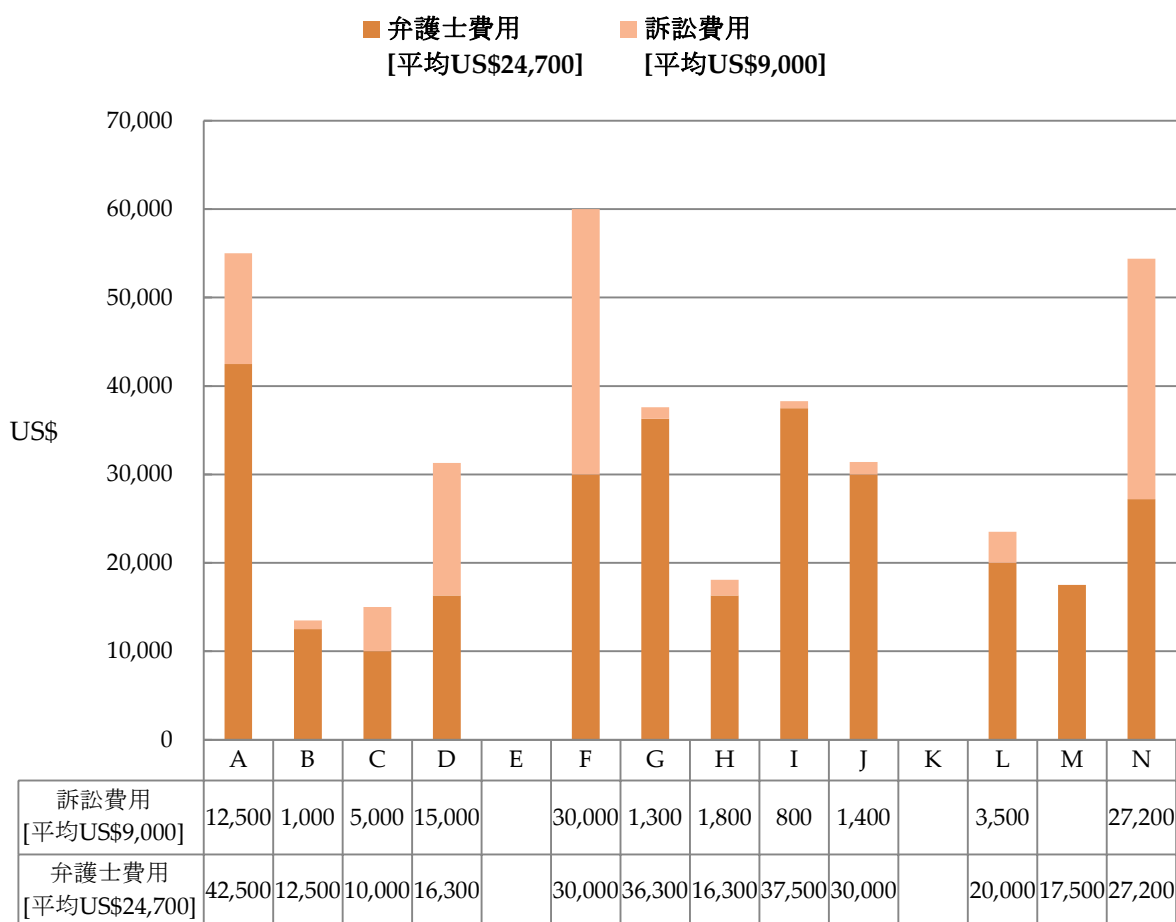
## 2. 特許侵害訴訟（刑事）



## 3. 商標侵害訴訟（民事）



#### 4. 商標侵害訴訟（刑事）



## 第 6 章 本調査結果の分析・まとめ

以上が、本調査結果の詳細である。

本調査結果によれば、インドネシアにおける特許権侵害事件では、民事訴訟及び刑事訴訟のいずれも、他のアセアン諸国に比べて相当短期間で判決を得ることができることから、民事訴訟及び刑事訴訟のいずれも有効な権利執行方法である。更に、民事訴訟においてはある程度高額の損害賠償が認められていることから（本調査における本選定判例では約 5 百万円の損害賠償が認められている。）、侵害者にある程度の資力が見込まれる場合で、経済的な補償を得たい場合には民事訴訟が効果的な権利執行方法と考えられる。一方、侵害者に資力が見込まれない場合や侵害者がいわゆる模倣品業者の場合には、（刑事訴訟まで持ち込むかは別として）刑事手続が効果的な権利執行方法であると考えられる。

また、商標権侵害事件においても、特許権侵害事件とほぼ同様であり、民事訴訟においてはある程度高額の損害賠償が認められていることから（本調査における本選定判例では約 2 千万円の損害賠償が認められている。）、侵害者にある程度の資力が見込まれる場合で、経済的な補償を得たい場合には民事訴訟が効果的な権利執行方法と考えられる。一方、侵害者に資力が見込まれない場合や侵害者がいわゆる模倣品業者の場合には、刑事手続が効果的な権利執行方法であると考えられるが、懲役刑は数か月から 3 年程度が一般的であり、長期間の身柄拘束を期待することは難しいのが現状である。

以 上

インドネシア特許法<sup>7</sup>**第 16 条**

- (1) 特許権者は、自己の所有する特許を実施し、かつ、その許諾なしに次に掲げる行為をすることを他の者に禁止する排他的権利を有する。
  - (a) 製品特許の場合：特許を付与された製品を製造し、使用し、販売し、輸入し、賃貸し、配送し又は販売、賃貸又は配送のために供給すること。
  - (b) 方法特許の場合：製品を製造するために特許を付与された製造方法を使用すること及び(a)にいうその他の行為をすること。
- (2) 方法特許の場合には、他の者が特許権者の許諾なしに(1)にいう輸入を行うことに対する禁止は、当該特許方法の使用により製造される製品の輸入についてのみ適用される。
- (3) 当該特許の使用が教育、研究、試験又は分析を目的とし、特許権者が当然受ける利益を損なわない場合、(1)及び(2)の規定の適用から除外される。

**第 118 条**

- (1) 特許権者又は実施権者は、故意にかつ権限なくして第 16 条にいう行為をなした何人に対しても、損害賠償の訴訟を商務裁判所に提起する権利を有する。
- (2) (1)にいう行為に対する損害賠償の訴訟は、その製品又は方法が特許を付与された発明を利用することによってできたことが証明されたときにのみ承認される。
- (3) 当該訴訟に関する商務裁判所の判決内容は、判決の日から遅くとも 14 日以内に総局に送達され、その後記録され、かつ、公告される。

**第 130 条**

何人も、故意にかつ権利なしに、第 16 条にいう何らかの行為を行って特許権者の権利を侵害した場合、最高 4 年の懲役及び／又は最高 5 億ルピアの罰金に処する。

**第 131 条**

何人も、故意にかつ権利なしに、第 16 条にいう何らかの行為を行って小特許権者の権利を侵害した場合、最高 2 年の懲役及び／又は最高 2 億 5 千万ルピアの罰金に処する。

---

<sup>7</sup> 日本国特許庁が提供している日本語訳 (<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf>) から抜粋。

## インドネシア商標法<sup>8</sup>

### 第 76 条

- (1) 登録標章の所有者は、当該標章とその要部又は全体において類似した標章を、商品及び／又はサービスに不法に使用する者に対して、次の事項を訴えることができる。
  - (a) 損害賠償請求、及び／又は
  - (b) 当該標章の使用にかかるすべての行為の停止
- (2) (1)にいう訴訟は、商務裁判所に対して提起される。

### 第 90 条

何人も、故意にかつ権利なく、他の者の所有にかかる登録標章とその全体において同一である標章を、生産及び／又は取引される同種の商品及び／又はサービスに使用する者は、最長 5 年の禁錮及び／又は最高額 10 億ルピアの罰金に処する。

### 第 91 条

何人も、故意にかつ権利なく、他の者又は他の法人の所有にかかる登録標章とその要部において同一である標章を、生産及び／又は取引される同種の商品及び／又はサービスに使用する者は、最長 4 年の禁錮及び／又は最高額 8 億ルピアの罰金に処する。

### 第 94 条

- (1) 何人も、第 90 条、第 91 条、第 92 条及び第 93 条にいう侵害商品及び／又はサービスであると知られており又は当然知られているべき商品及び／又はサービスの取引を行った者は、最長 1 年の禁錮及び／又は最高額 2 億ルピアの罰金に処する。
- (2) (1)でいう犯罪行為は、侵害である。

---

<sup>8</sup> 日本国特許庁が提供している日本語訳 (<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/shouhyou.pdf>) から抜粋。



## 特許庁委託事業

### インドネシアにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査

#### 発行

日本貿易振興機構シンガポール事務所 知的財産部

#### 協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2017年4月発行 禁無断転載

本冊子は、2016年度に日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright(C) 2017 JETRO. All right reserved.